

消費税インボイス制度への対応について

令和5年9月
公益社団法人 日本医師会

令和5年10月から、消費税のインボイス制度がスタートします

インボイス（適格請求書等）

請求書			
(株)〇〇御中		XX年11月30日	
11月分 131,200円（税込）			
日付	品名	金額	
11/1	小麦粉 ※	5,000円	
11/1	牛肉 ※	10,000円	
11/2	キッチンペーパー	2,000円	
⋮	⋮	⋮	
合計	120,000円	消費税 11,200円	
10%対象	80,000円	消費税	8,000円
8%対象	40,000円	消費税	3,200円
※軽減税率対象		△△商事(株)	
		登録番号 T12345.....	

発行者の登録番号

(国税庁パンフレットより)

医師会における自治体等の健診等委託事業

- 医師会における自治体又は保険者からの健診等の委託事業については、全国の地域で多様な取引形態があり、費用の決済について医師会を通している場合と、医師会を通していない場合がある。
- 医師会を通している場合、医師会と自治体等の取引形態に即して、医師会の経理処理の方法や、インボイスの適用関係が決まることとなる。

委託事業の費用の決済の流れ



※特定健診・保健指導においては、決済代行機関（支払基金、国保連）を通じて支払われる。

医師会における自治体等の健診等委託事業

		<p>医師会による「取次ぎ」であり 医師会の経理上「<u>預り金</u>」の場合*</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師会としては当該委託料についてインボイスの発行も保存も不要 (医師会が受取る手数料がある場合は必要に応じインボイスを発行) 	<p>医師会による「直接受託」であり 医師会の経理上「<u>課税売上</u>」の場合*</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師会から自治体・保険者にインボイスを発行* (医師会がインボイス発行事業者の場合)
医療機関	<p>課税事業者の場合 (かつインボイス登録した事業者)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関から自治体・保険者にインボイスを発行* 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関から医師会にインボイスを発行
	<p>免税事業者等の場合 (インボイス未登録の事業者)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体・保険者からインボイス登録の要請や、対価の見直し等の協議があった場合、それに応ずるかを検討 (現時点でそのような事例は報告されていない) 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師会からインボイス登録の要請や、対価の見直し等の協議が行われる場合もある ・簡易課税制度、2割特例(経過措置)*の適用も含め、インボイス登録をするか、対価の見直しに応ずるかを医療機関として判断 ・この場合、医師会として独禁法等に注意し、丁寧に協議し合意することが必要

*医師会の経理上「預り金」の場合とは、自治体等から收受した委託料を預り金とし、医師会が手数料を受取る場合はそれを課税売上とする処理

*医師会の経理上「課税売上」の場合とは、自治体等から收受した委託料全体を課税売上、健診実施機関に支払う金額を課税仕入とする処理

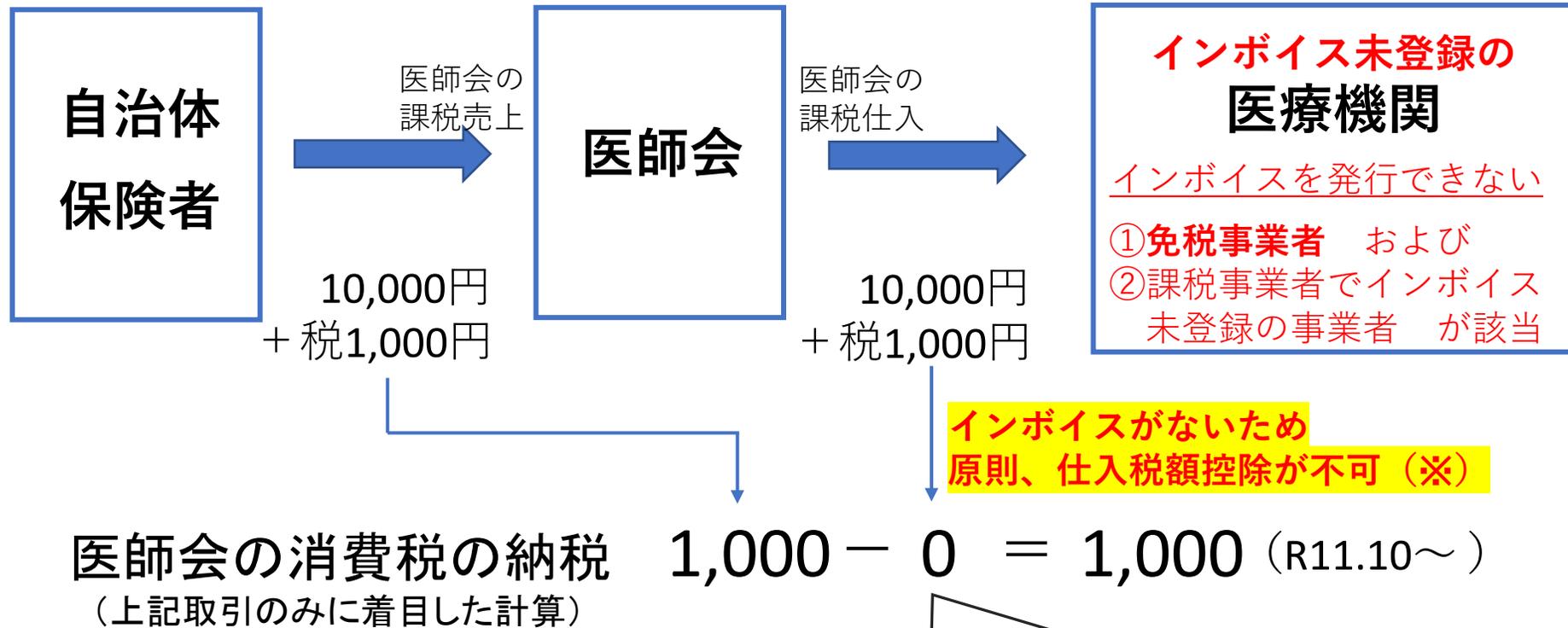
*取引形態が医師会による「取次ぎ」の場合、経理処理は「預り金」と「課税売上」のいずれの方法もあり得る(消費税法基本通達10-1-12)

*自治体の一般会計ではインボイスの保存を要しないが、特別会計(市町村国保も含む)ではインボイスの保存が必要となる可能性もある

*「2割特例」とはインボイス制度を機に課税事業者になった場合、売上に係る消費税額の2割を納付すればよい特例(3年間の措置)。

委託事業の取引形態が医師会による直接受託である場合の免税事業者への対応

医師会による直接受託の場合、医師会が収受した委託料全体が医師会の課税売上、医療機関に支払う金額が医師会の課税仕入となる。この場合、医師会の課税仕入について、免税事業者等からの仕入れは、原則、仕入税額控除ができない。（ただし、当初3年間は8割、次の3年間は5割控除できる経過措置がある。）



自治体等からインボイスの発行を求められる場合、医師会(※)がインボイスを発行する
※インボイス発行事業者に限る

(※) 経過措置

R5.10～R8.9 8割控除可能
R8.10～R11.9 5割控除可能
R11.10～ 控除不可

委託事業の取引形態が医師会による**直接受託**である場合の**免税事業者**への対応

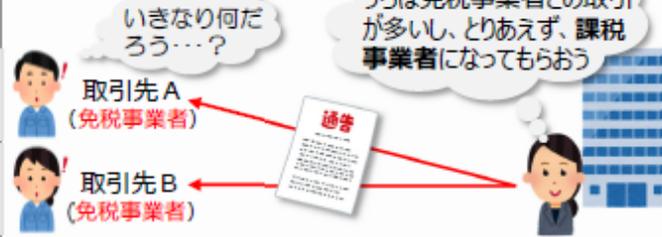
医師会が会員にインボイス登録を要請する場合、**独占禁止法等**に注意が必要。

【事例3】

インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方（公正取引委員会）

- 課税事業者が、取引先である免税事業者に対して、**課税転換を求めた**。
- その際、「インボイス事業者にならなければ、**消費税分はお支払いできません**。承諾いただければ**今後のお取引は考えさせていただきます**。」という文言を用いて要請を行った。また、**要請に当たっての価格交渉にも応じなかった**。

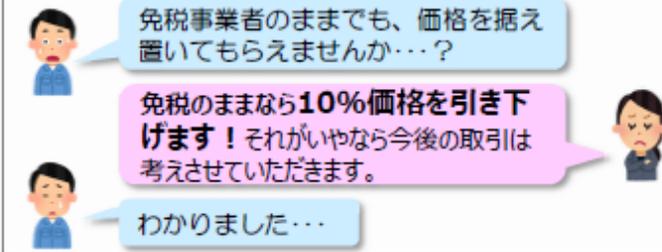
① 要請文書発出



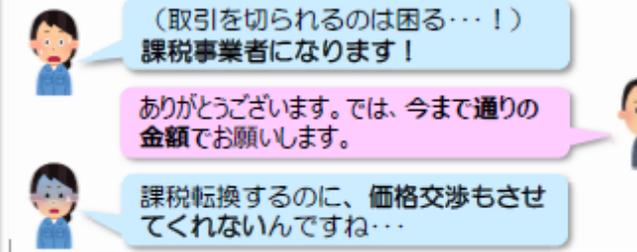
② 要請文書には…



③ 価格交渉（免税事業者のままのAさんの場合）



③' 価格交渉（課税転換するBさんの場合）



➤それ、独占禁止法上問題となるおそれがあります！



課税事業者になるよう要請すること自体は**独占禁止法上問題**になりませんが、それにとどまらず、**課税事業者にならなければ取引価格を引き下げる、それにも応じなければ取引を打ち切るなどと一方的に通告することは、独占禁止法上問題となるおそれがあります。**また、**課税事業者となるに際し、価格交渉の場において明示的な協議なしに価格を据え置く場合も同様です。**

委託事業の取引形態が医師会による**直接受託**である場合の**免税事業者**への対応

医師会がインボイス未登録の会員に対価の引き下げ等を協議する場合、**独占禁止法等に注意が必要**。
免税事業者への支払いについても、**当初3年間は8割控除、次の3年間は5割控除**できる措置があるため、
これを活用するなど、**丁寧に協議し合意を得ることが必要**。

【想定事例】

(令和5年5月 公正取引委員会)

○ 発注事業者（課税事業者）が、経過措置^(注)により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、取引先の免税事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を取引価格から引き下げると一方的に通告した。

(注) 免税事業者からの課税仕入れについては、インボイス制度の実施後3年間は、仕入税額相当額の8割、その後の3年間は同5割の控除ができることとされている。

① 文書の発出

いきなり何だろう…?

取引先 A
(免税事業者)

取引先 B
(免税事業者)

経過措置はあるけど、
免税事業者だから、
消費税相当額を支払う
必要はないわね

通告

発注事業者
(課税事業者)

② 文書には…

通告

インボイス制度の
実施後も課税事業者
に転換せず、免税
事業者を選択する
場合には、消費税相
当額を取引価格から
引き下げます。

➤**それ、独占禁止法上又は下請法上問題**となるおそれがあります！



発注事業者（課税事業者）が、経過措置により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、取引先の免税事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を取引価格から引き下げるなどと一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上問題となるおそれがあります。

免税事業者の医療機関におけるインボイス対応

自由診療その他の課税売上が1千万円以下の**免税事業者**である医療機関が、課税売上の相手先である課税事業者(企業・団体等)から**インボイスの発行を求められた場合の対応としては、以下の様な選択がある**

- **課税事業者に転換し、インボイス登録を受け、インボイスを発行する**
(課税事業者になった場合の負担を試算した上で医療機関として判断。
その際、簡易課税制度や、2割特例*の適用も含めて検討。)
- **免税事業者のまま、インボイスを発行せず、その代わりに価格交渉として一定額を値引きする**
- **免税事業者のまま、インボイスを発行せず、値引きにも応じない**
(行政等の委託事業では想定しにくいですが、企業が相手先の取引では企業の判断によって取引を失う可能性がある。)

*「2割特例」とはインボイス制度を機に課税事業者になった場合、売上に係る消費税額の2割を納付すればよい特例(3年間の措置)。

日本医師会 令和6年度税制改正要望より

社会保険診療等に係る消費税について、
診療所においては非課税のまま診療報酬上の補てんを継続しつつ、
病院においては軽減税率による課税取引に改めること

- ・本要望は、診療所においては「非課税のまま」とする要望であり、診療所の多くは免税事業者にとどまることが可能な要望となっている。
- ・なお、インボイス制度は、消費税の課税取引を対象とするものであることから、本要望が診療所におけるインボイス制度の適用に特段の影響を及ぼすものではない。

